

概要

審査請求人（以下「請求人」という。）が通院のため労働できなかった日も休業補償給付を支給しないとしていた処分に誤りがあったとして、原処分を一部取り消した事例

要旨

1 事案の概要及び経過

請求人は、タクシー乗務員として勤務していたが、平成〇年〇月〇日、タクシー営業中に交差点で右折するために停車したところ、後方から普通貨物自動車に追突された。

請求人は、同日、自車で〇病院を受診し、「両肩捻挫、左肩鎖関節亜脱臼、頸椎捻挫」と診断され、通院治療を受けていたが、監督署長は平成〇年〇月〇日をもって治ゆと認定した。

また、休業補償給付については平成〇年〇月〇日までは休業を必要と認め、その後は認めなかった。

しかし、請求人は平成〇年〇月〇日以降も療養したとして療養補償給付及び平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの休業補償給付を請求したところ、監督署長は、平成〇年〇月〇日以降の療養補償給付及び平成〇年〇月〇日以降の休業補償給付については支給しない旨の処分をした。

2 審査請求の理由

審査請求代理人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

平成〇年〇月〇日までの〇病院の治療費、〇薬局の薬剤費、〇整骨院の施術費の療養補償給付が支給されるべきである。また、平成〇年〇月〇日までの休業補償給付及び以後休業を余儀なくされた日数に応じた休業補償給付が支給されるべきである。

3 原処分庁の意見

監督署長は、要旨、次の意見を述べている。

請求人に発症した右肩の症状については、初診時から認められず、画像上所見も異常なく、〇病院医師意見書において「平成〇年〇月中旬より左肩 upper limb をかばっているため右肩関節の疼痛発生したものの」との意見であり、右肩に生じた症状については災害との相当因果関係を認められない。

請求人が災害当初被った身体障害は「両肩捻挫、左肩鎖関節亜脱臼、頸椎捻挫」であるが、診療の経過から右肩及び頸椎についての初診時の症状は軽微なものであり、左肩鎖関節亜脱臼が主たる傷病名であると考えられる。その負傷についても、平成〇年〇月〇日頃には復職できると判断できるほどに軽快していること等を鑑みると、当該傷病の症状固定について平成〇年〇月から長期を要するものではない。右肩症状については災害との相当因果関係を認めないものであることから、療養として判断できない。

よって自賠責が判断する平成〇年〇月〇日の症状固定の判断は妥当なものと判断する。

平成〇年〇月〇日には職場復帰を試みる程度まで症状が軽快してきたこと、右肩痛及び背中中の張り等の症状については当初の交通外傷と相当因果関係が認められないことから考えると、任意保険会社が平成〇年〇月〇日までの休業損害で打ち切っていることについては十分肯定しうるものであることから労災保険としても同日をもって休業の必要性は認められないものとするのが妥当である。

4 審査官の判断

本件災害発生時に請求人のタクシーには2名の乗客があり、1名は2回通院、もう1名は1日だけの受診で終わり両名とも後遺症はなかったこと、請求人は事故後すぐに警察を呼び事故の説明をし終え、自ら乗車していたタクシーで〇病院へ行ったこと、また、今回の追突については過去の事故と比較しても一番軽度なものだったと請求人が申述していることから、事故の強度は軽度のものであったと判断することができる。

自賠責顧問医は画像所見から、事故直後のエックス線画像における異常所見はない状況であり、軽度の打撲捻挫の症状と捉えている。

〇病院医師は、経過観察中の〇月中旬、右肩の痛みが増強し右手が左手に届かない症状があったこと、同月始めより就業したものの症状は持続し再度休業したこと、右肩甲部にブロックを行い効果があったこと、左肩の痛みは徐々に軽減するも右肩の痛みは持続したこと、雨や寒さによって症状は増強したことから、更に経過観察、加療を行い、平成〇年〇月〇日症状固定したと述べている。

自賠責は、左肩においては〇月に疼痛など消方している状態であることと、右肩においては事故か

ら2か月以上経過して増悪した症状により現在に至っていることから、当該事故における賠償としては平成〇年〇月末をもって終了と判断している。

地方労災医員は、「平成〇年〇月の交通外傷は軽微なものであること、平成〇年〇月には症状もほとんど軽快していた経緯があること等から症状固定までそれ程長期間を要するとは思えない。自賠責の判断に沿って平成〇年〇月末をもって打ち切りの判断で良い。」と所見している。

また、局医は、次のとおり所見している。

「受傷日に撮影されたエックス線像では左鎖骨遠位端に成長期を含めた過去の骨傷存在が疑われる骨変形を認めるが、肩鎖関節には損傷所見はない。負荷を加えてのエックス線像では肩鎖関節に不安定性はなく肩鎖関節の亜脱臼の証明はなされていない。肩鎖関節部に圧痛と変形があるとしての亜脱臼の診断であるが、エックス線像の所見からみて軽度の損傷であり、受傷後2か月程度で症状の軽快が得られた経過と符合している。

〇月〇日に就業してから左肩鎖関節の疼痛をかばうために右肩関節痛が出現したとされているが、同月中旬には左肩鎖関節痛は軽快している経過と矛盾している。右肩関節のMRI画像では腱板に軽度の変性が見られるが、断裂はなく、貯留する関節液も正常範囲内である。腱板に変性があれば肩関節の肢位や動作で痛性の挙上制限が出現する事があり、今回の受傷と関連して生じたものではないとするのが妥当である。

頸椎捻挫に関しては、受傷日の頸椎のエックス線像ではC5-6-7の椎間板に軽度の椎間板症所見がみられるが、機能撮影では屈曲及び伸展運動は円滑であり、頸椎の運動障害をきたす程の外傷はなかったと判断される。

したがって、今回の受傷の症状固定の時期は外傷反応が消褪して損傷の修復が期待できる受傷後3か月が経過した平成〇年〇月末とするのが相当である。」

以上の医学的見解から、当審査官は、請求人の平成〇年〇月〇日の本件事故による両肩捻挫、左肩鎖関節亜脱臼、頸椎捻挫は、平成〇年〇月〇日には治ゆ（症状固定）の状態にあったものと判断する。また、〇月始めからの右肩の疼痛、運動制限については、事故から2か月を経過して発生しているところから本件災害によるものとは認められないものと判断する。

休業補償給付について、地方労災医員、局医ともに、平成〇年〇月には症状が軽快していると所見しており、自賠責は休業損害の認定期間としては、労働不能を裏付ける所見に乏しいため、休業相当期間として〇月〇日と判断していることから、監督署長が休業補償給付を不支給とした平成〇年〇月〇日以降の症状は、一般的に働くことができない状態とは認められないものと判断する。

しかしながら、請求人は、平成〇年〇月〇日以降も休業補償給付請求書の診療担当者の証明欄に証明を行った〇病院、〇整骨院に受診して治療、施術を受けており、監督署長は、当該治療等の必要性を認めて療養補償給付を支給していることから、同年〇月〇日から請求のあった〇月〇日までの間に請求人が治療、施術を受けるために通院した日については、療養のため通院し、かつ、労働しておらず、賃金を受けていないという請求人の実態から、療養のため労働ができないために賃金を受けていない日として認めざるを得ない。

したがって、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分のうち、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの間の通院日に係る分の不支給決定についてはこれを取り消し、その余の審査請求については棄却する。